函館市地域包括支援センター亀田 (地域包括支援センター運営業務)

令和3年度(2021年度)活動評価

令和4年度(2022年度)活動計画

北東部第2圏域



一 目 次 一

1.	圏均	城の現	以大と課題		•	1
2.	重点	京活動	J	• •	•	5
3.	令和]3年	度活動評価および令和4年度活動計画			
	ア	地域	(包括支援センターの運営		•	6
		(7)	総合相談支援業務	•	•	6
		(1)	権利擁護業務	•	•	12
		(ウ)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		•	16
		(I)	地域ケア会議推進事業	•	•	20
	イ	生活	台支援体制整備事業		•	26
		(7)	第2層生活支援コーディネーター業務	•	•	26
	ウ	認知]症総合支援事業	•	•	30
		(ア)	認知症地域支援・ケア向上事業			30

状と 課題 域 の現

1. 人口の推計と年齢構成

(人, %)

	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R3.9	割合	全市
年少人口	4,265	4,172	4,057	3,965	3,862	3,847	10.8%	9.4%
生産年齢人口	22,068	21,727	21,462	21,148	20,937	20,886	58.6%	54.4%
高齢人口	9,944	10,247	10,406	10,532	10,768	10,890	30.6%	36.3%
(再)65~74歳	5,302	5,426	5,352	5,409	5,530	5,605	15.7%	17.7%
(再)75歳以上	4,642	4,821	5,054	5,123	5,238	5,285	14.8%	18.6%

2. 世帯構成 (R3.9)

(世帯, %)

			, ,
	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	4,000	20.7%	25.9%
高齢者複数世帯	2,389	12.4%	13.1%
その他	12,891	66.9%	61.0%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

	R2.9	R3.9	全市
認定者数	836	815	7,340
認定率	7.9%	7.5%	8.1%
給付実績	522	533	4,634
給付率	62.4%	65.4%	63.1%

4. 介護保険サービス事業所数 (R3.9)

(件)

	事業所数
居宅介護支援等(※1)	14
地域密着型サービス(※2)	17

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く)の件数

	事業所数
訪問介護	8
訪問入浴	1
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	4
通所介護	6
通所リハビリテーション	3
短期入所生活介護	7
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与・販売	5
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2

7. 地域組織数

(件)

	(11)
	組織数
町会	5
民生児童委員協議会	3
在宅福祉委員会	3

8. その他の福祉施設・事業所数

(件)

	(117
	機関数
サ高住・住宅型有料老人ホーム	10
就労支援準備事業	1
自立生活困難者支援	2
シェアホーム	۷
依存症リハビリ施設	1

5. 医療機関数

(件)

	(117
	機関数
病院	5
診療所	25
歯科	17
調剤薬局	29

6. 障がい者施設数

(件)

	(1牛)
	事業所数
指定障害者支援施設(入所)	2
指定自立訓練事業所(生活・機能)	0
指定就労移行支援事業所	0
指定就労継続支援事業所A型	1
指定就労継続支援事業所B型	4
指定就労定着支援事業所	0
指定生活介護事業所	4
指定短期入所事業所	3
指定共同生活援助事業所	6
指定一般相談支援事業所	
指定特定相談支援事業所	4
指定障害児相談支援事業所	
地域活動支援センター	1
指定児童発達支援事業所	3
指定放課後等デイサービス	9
事業所	9

9. 保育・教育機関数

(件)

	(11)
	機関数
認可保育所・認定こども園	o
幼稚園	٥
小学校	6
中学校	3
高等学校	0
特別支援学校・高等支援学校	2
専門学校	1
大学	1
放課後児童クラブ	9

11. 金融機関数

(件)

	(11)
	機関数
銀行	8
郵便局	5

13. 専門職事務所

(件)

	機関数
弁護士事務所	1
社会福祉士事務所	1
司法書士事務所	1
行政書士事務所	4

10. 公共施設数

(件)

	*** *
	機関数
渡島総合振興局	1
函館市亀田支所	1
亀田交流プラザ	1
消防署	1
児童館	2
函館住宅都市施設公社	1
交番	2
運転免許試験場	1

12. その他の機関・施設数

(件)

	(1+)
	機関数
整骨院・接骨院・鍼灸院	29
スーパーマーケット	9
公衆浴場	4
動物病院	4
新聞販売店	4
ドラッグストア	8
コンビニ	21
書店	3
商工会	2
コミュニティカフェ	1
地域支援グループ	1
ヤクルト販売会社・販売店	2
パチンコ店	5

14. 圏域の特徴

- ○学校、商業施設、金融機関、医療機関、福祉施設(介護・障がい)や行政機関等が集中して 整備されており、生活圏域がコンパクトシティ化されている。
- ○5町会の活動は盛んであり、老人クラブやサークル活動も多岐に渡って行われているが、町会の単位が大きく、町会館まで徒歩で通うことが難しい高齢者も少なからず居る。
- ○町会役員、民生児童委員や在宅福祉委員の高齢化が進み、成り手不足や後継者問題が顕著となっている(地域課題を検討する地域ケア会議での関係者の声より)。
- ○令和2年4月に亀田交流プラザが開設。多くの住民や高齢者が集う場となっている。また、公共交通網形成整備が進められ、更に交通の便が良くなった。一方で高齢となり自家用車を手放すと移動手段に困る地区もある。
- ○高齢化率は全市と比較すると低いが、高齢化率の上昇ペースはとても早い。また、全市の高齢者人口は既に減少に転じているが、北東部第2圏域は2040年問題と言われる令和22年でも高齢者人口が増加すると推計されている(第9次函館市高齢者保健福祉計画より)。
- ○持ち家率が高く、家族同居率も高い。家族の支え合い、介護力があるという強みがある。 一方で、高齢者虐待通報(疑いを含む)が全市平均と比較すると多い傾向にあり、介護負担 や悩みを抱える世帯が多いと分析できる。
- ○ひきこもり調査によると北東部第2圏域は『広義のひきこもり群』にある方の割合が全市で最も多く、8050問題やダブルケアのような問題や生きづらさを感じている世帯が多い圏域であると推察される(令和2年度ひきこもりに関する実態調査より)。
- ○全市と比較すると年少人口の割合が高く、小中学校も多い。コミュニティ・スクール活動に 意欲的な学校も多く、今後、更なる連携・協働が見込まれる。

15. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

地域の問題	問題が生じている要因	地域課題	優先順位
地域の高齢者の活動量が低下し、フレイル状態に陥っている。	 ・前期から後期高齢者への移行速度が早い ・意欲のある/なし、活動のある/なしの二極化 ・介護予防に対する意識の低さ ・疾病が原因でようやく健康意識が芽生える ・意欲的な方へのマッチングが活用されていない ・健康意識が高まるタイミング(前期からの終行)で見まる 	活動的だった高齢者が介護予防の取り組みを継続できる。	1
	から後期高齢への移行)でコロナの 蔓延があった ・意欲的な方の情報を得る機会の減少 ・活動場所の閉鎖や休止による活動量 の低下 ・活動場所の減少が、活動的だった方 々を不活発にしている	地域の高齢者が介護予防や健康への意識を持つことができる。	5

本人・家族からの相談が	・子ども世代が相談先を知らずに問題	高齢者の子の世代がセン	
遅れることで問題が複雑	を抱え込んでしまっている		
化・悪化している。	・相談のメリットやタイミングが分か これに	できる。	
	らない		0
	・介護や認知症に関する知識が不十分		2
	・情報は持ってるが具体的なイメージ		
	ができない		
	・親(高齢者)が元気なので、親子の立		
	場の逆転が起こりにくい		
	・問題として表面化こそしていないが	親世代が8050問題を知り	
	内在はしている	早期に相談をすることが	
	・ 問題を問題として意識していない (できない)	できる	
	┃ · 問題が起きて初めて8050問題になる		
	・周囲に知られたくないため問題が表		4
	面化し難い		7
	・親の変化に気づかない		
	・親の老いを認めたくない		
	1,000		
地域の見守りや支え合い	・地域のネットワーク力低下	地域住民が気になる高齢	
の力が低下し、高齢者の	・1つ1つの町会規模が大きく関係が難	者について関係機関に相	
異変に気づくことが遅れ	しい	談できる。	
ている。	・新型コロナの影響で地域包括支援セ		
	ンターと民生児童委員との連携不足		
	・民生児童委員、町会の地域住民への 影響力低下		
	・民生児童委員の活動に負の影響が出		
	ている(思うように活動できずあせ		
	りの気持ち)		
	・コンビニや金融機関からの相談もあ		
	るが、事業所間で温度差がある		3
	・介護サービス事業所からの相談がな		-
	い(もしくは少ない)		
	- いくもしくはラない/ - 男変に気付いたその先の行動につな		
	・ 共変にXIIIいたその元の11動にフなった。 ・ がらない		
	- がりない - 既存のネットワークが縮小化		
	- ・		
	・・・面倒に巻き込まれるのが嫌で相談で		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	G /4 l'		

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	活動的だった高齢者が介護予防の取り組みを継続できる。	・社会資源マップの再構築(再構成) ・サークル活動、町内会活動等、活動の場の情報提供 ・休止していた健康づくり教室再開に向けた後方支援 ・住民主体の健康づくり教室立ち上げ ・個人で取り組める運動の発信 ・いきいき生活手帳の活用 ・介護予防や健康に関する出前講座 ・お散歩マップの作成
2	高齢者の子の世代がセンターの 役割を知ることができる。	・圏域内コミュニティ・スクール活動との連携 ・学校を経由し、保護者へセンターを周知 ・4コマ漫画やオリジナルキャラクターの活用 ・ホームページの内容見直し ・広報紙へのQRコード掲載継続
3	地域住民が気になる高齢者について関係機関に相談できる。	・相談者保護と相談先としてのセンター周知 ・介護事業所(介護支援専門員、介護サービス事業所職員)に包括の役割をいま一度周知 ・運営推進会議の活用 ・施設内研修への出前講座(Onlineも可)や施設職員向けリーフレットの配布 ・町会・民生児童委員協議会への出前講座再開 ・相談の少ない事業所へのアプローチ(成功体験の例示等) ・新たなネットワーク構築を模索 ・コロナ禍で途絶えてしまった「顔の見える関係」の再構築
4	親世代が8050問題を知り早期に相談をすることができる。	・広報紙を通しての8050問題の周知 ・より広く多くの人の目に留まるような周知方法の見直し(全 戸配布、介護サービス事業所経由で配布) ・8050問題の具体的なイメージが湧くリーフレットを作成
5	地域の高齢者が介護予防や健康 への意識を持つことができる。	・健康や介護予防のリーフレット作成、配布 ・ふれあい昼食会等、高齢者が集まる場でのミニ講話

令和3年度活動評価および令和4年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目 的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

	1			令和3年	三度 活動評	平 価
事業内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)				活動目標に対する評価	
	○利田老甘木			(4	牛,人,%)	
	○利用有基件	NIE WIF NA 1人 /兀	R1.12	R2.12	R3.12	【活動目標】
	目標数値	(年度)	1,067	1,119	1,066	新規の実態把握件数が増加することで、
		(R3.12現在)	800	839	800	高齢者が円滑に支援を受けられる。
		予防給付	290	206	181	【評 価】
		(再)新規	38	42	47	利用者作成状況作成数はほぼ横ばいであ
		見守り	172	0	124	り目標未達。昨年度実施がなかった高齢者
	作成数	(再)新規	112	0	67	見守りネットワーク事業(以下「見守り
	11770.50	その他	352	374	368	ネットワーク」という)分の新規、継続分
		(再)新規	119	171	158	
		合 計(A)	814	580	673	が増加している。増加数が少ない要因とし
	÷ 10 + 1	(再)新規	269	213	272	て、新型コロナウイルス感染症予防対策の
	高齢者人 目標達成	,	10,498	10,605 69.1%	10,895	ため、予防給付の委託ケースの担当者会議
	日宗達风	<u> </u>	101.7%	69.1%	84.2%	に出席を控えていることや、健康づくり教
	○総合相談対	抗件数			(件)	室、認知症カフェ等を実施できていないこ
			R1.12	R2.12	R3.12	とが考えられる。把握した情報は医療連携
	実件数		797	833	903	や緊急時連携等で活用。今後も高齢者の支
	延件数		1,086	1,155	1,340	援を円滑に進めるため把握数を増やす必要
	○新規相談件	=数			(件)	がある。
総合相談			R1.12	R2.12	R3.12	
	ケース数		554	536	668	【活動目標】
実態把握						相談内容を地域包括支援センター(以下
	○対象者の世	上帯構成	1		(件)	「センター」という)内で共有、振り返る
	XI 🗔		R1.12	R2.12	R3.12	ことで、高齢者が必要な支援を受けられ
	独居		198	197	213	3.
	高齢夫婦 同居		139 144	126 152	149 145	
	施設		18	23	48	新規相談内容・支援方針は朝礼で必ず全
		不明・匿名	55	38	113	
	合計		554	536	668	職員で共有・検討している。相談対応の質
						の均一化や、チームとして対応することで
	○ミーティン	/ グでのケース核	討実施状況		(件)	目標は達成できていると考える。
			R1.12	R2.12	R3.12	適宜、ケース検討を行うことで対応の振
	ケース数		7	5	6	り返りとスーパービジョンを継続。
	○連絡法もの)方へのアウトリ	二壬中佐州	D :4	(件)	毎月、連絡待ちの方への支援状況の確認
	○建裕付 りり	カカベのアットリ	/ 一 / 美施 ₁ R1.12	رىد R2.12	R3.12	を行い、連絡がない方へはアウトリーチを
	ケース数		-	-	7	行い、全件相談又は支援につなげることが
			1	<u> </u>		できている。

	令和4年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
地域の高齢者等が円滑に支援を受けられる。	・相談受付後、可能な限り訪問面談を行い、相談内容以外の潜在している問題や課題にも着眼して、その解消・解決や目標の達成に向けて支援する。 ・地域包括支援ネットワークを活用し、専門機関、対応窓口、制度や資源等につなぐとともに継続的に支援する。 ・総合相談対応や見守リネットワーク、その他の活動(健康づくり教室やサロン等の集いの場、認知症カフェ等)により、実態把握を行うとともに、データ管理をする。 ・データを基に地域課題を整理し、さまざまな事業・活動を実施する地域・内容・対象者等を決定する根拠として活用する。	・利用者基本情報作成数と過年度比・利用者基本情報の新規作成数と過年度比・利用者基本情報の新規作成数と過年情報を一下の情報を表する。 ・ 新規相談のの達成を、 ・ 新規相談のの実施状況・ 連絡・ サートの実施状況

(7) 総合相談支援業務

<u></u>		令和	3年度 活動評	
事業内容	実績(実施回数	女,内容,実施方法等	-	活動目標に対する評価
	実績(実施回数本人 家族親族 民生委・在宅福祉委員 知人・近隣専門員 介護保関 行政機関 その他 〇広報紙による広報啓発 発行回数 発行の数 発行の数 発行の数 発行の数 発行の数 発行の数 発行の数 発行の	を、内容、実施方法等 を表もり) R1.12 R2.12 508 46 364 42 32 3 2 2 26 2 113 12 26 3 76 9 35 4 23 4 ([E] R1.12 R2.12 2 2 2,493 2,93 153 20 11 4	(件) (R3.12 8 589 2 580 3 28 3 0 9 22 5 119 7 44 8 122 2 16 3 43 1 3 43 1	· ·

	令和4年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
地域住民がセンターを	○広報紙の内容のエナ	
	・幅広い年齢層にセンターの役割を周知できるよう、4コママンガやレクリエーションコーナーの掲載や色合い、記事の内容を工夫する。 ・スマートフォン等のweb環境で広報紙やセンターの情報が閲覧できる	・相談者の続柄『知人・ 近隣』『その他』から の相談件数
	ようQRコードを添付する。 ・福祉拠点、集える場所、8050問題やひきこもり、ヤングケアラー等、世帯の抱える問題等について自立相談支援機関と一体的に周知し、家族や周囲が相談しやすい環境を作る。	・広報紙の内容・広報紙の発行部数・広報紙の配布方法の工夫
	 ○広報紙による周知の方法 ・多くの住民が利用する機関(スーパー、コンビニ、郵便局、銀行、調剤薬局、美容室等)へ配布する。 ・コミュニティ・スクールの活動と連携し、学生・生徒へ配布することで、高齢者の子世代が広報紙を手に取るきっかけを作る。 ・高齢者の多い団地等へ個別配布を実施する。 ・新規配布先への依頼については「多くの住民の利用がある」「一定時間滞在する場所であり、手に取るきっかけがある」等、具体的な効果を検討・想定して実施する。 ・町会への回覧板での回覧継続を依頼する。 ・民生児童委員(以下「民生委員」へは民生児童委員協議会(以下「民児協」という。)定例会で配布し、ネットワークの強化も併せて行う。 	・出前講座の開催内容 ・出前講座の開催機関 (特に新規機関)数
	○その他の方法による周知・出前講座や地域密着型運営推進会議等を活用し、センターに相談することのメリットや相談のタイミングについて周知する。・各団体や機関から出前講座開催の依頼を受けるとともに、未開催の地域への広報や働きかけを行う。	
地域の高齢者が介護予 防や健康への意識を持 ち、活動することができ る。	 ・いきいき生活手帳を活用し、高齢者のセルフケアの向上を図る。 ・ふれあい昼食会等で健康、介護予防を周知し、希望者へいきいき生活手帳やリーフレット等を活用し情報提供する。 ・健康、介護予防に関するリーフレットを作成し周知する。 ・地域別の散歩マップを作成し、地域の高齢者が運動しやすい環境を整備する。 ※生活支援体制整備事業と連動 	・介護予防に関する広報 啓発の活動実績・セルフマネジメント支 援の実施数・散歩マップの作成状況

(7) 総合相談支援業務

±**+			令和3年	三度 活動評	· ² 価
事業内容	実績(実施回数	(,内容,実	施方法等)		活動目標に対する評価
	○安否確認に関する相談			(件)	【注動口描】
	○ 女百曜部に関する作談	R1.12	R2.12	R3.12	【活動目標】 高齢者の孤立を予防、早期発見し、適切
	安否確認相談件数	7	15	11	高配有の孤立を子例、十朔光光し、過9万 な支援につながる。
	生存確認	4	11	10	早期のうちに安否確認の必要な高齢者の
	死亡発見 不明	2	3	1 0	相談が増え、支援につながる。
	1 -91			<u> </u>	【評価】
	〇安否確認相談者	1 1		(件)	安否確認実施件数は横ばいだった。相談
	相談者 家族	R1.12	R2.12 2	R3.12	元として医療機関からの連絡が多く、通院
	民生委員				日のはずだが受診に来ないといった相談が
	在宅福祉委員	4	4	0	あった。次いで、配食サービス業者からの
	行政・警察	1	1	0	相談もあり、関係機関と連携しての安否確
	介護保険事業所	1	4	1	認を実施できた。
	医療機関 民間企業	_	_	6	今後も新型コロナウイルス感染症のた
	天间企業 その他	1	4	0	め、他者との交流を避ける傾向が続くと思
	合計	6	11	11	われる。地域住民の見守りや支え合いの重
					要性について広報啓発し、今後も住民同士
	○相談内容内訳(延・重複あ		D0 10	(件)	のネットワーク構築や地域で互いに見守り
	介護保険・総合事業	R1.12 751	R2.12 859	R3.12 944	あえる環境を整備する。
	保健福祉サービス	119	87	132	
	介護予防	40	40	51	
	健康	63	50	142	
	認知症	90	83 70	164	
総合相談	住まい 権利擁護	60 29	16	98 13	
高齢者の孤立予防	その他	97	114	85	

令和4年度 活動計画				
活動目標	計画	評価指標		
高齢者の孤立を予防、 早期発見し、適切な支援 につながる。	・民児協定例会や在宅福祉委員会の会議等への参加、研修会への講師派 遣等により対応事例の紹介を行うとともに地域包括支援ネットワーク を強化する。・出前講座や広報紙、リーフレット等を通し、住民に見守りの視点や相	評価指標 ・相談件数と相談者の内訳・地域の見守り等の周知数と方法・対応後の検討実施の検討実施の状況		

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目 的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

	<u> </u>		会和3年	度 活動評	2.価		
事業内容				- 文			
	夫椇(夫肔凹奴	,內谷,夫	他刀 法等)		活動目標に対する評価		
	○権利擁護相談の状況 【活動目標】						
	・対応件数			(件)			
		R1.12	R2.12	R3.12	介護サービス事業所の職員が権利擁護に		
	ケース数(実)	42	42	42	関する気づきの視点や相談機関を知ること		
	(再)医療と連携あり	13	13	20	ができる。		
	対応回数(延)	559	588	486	【評 価】		
					新型コロナウイルス感染症の影響により		
	・権利擁護に関する相談		D0 10	(件)	介護サービス事業所での出前講座や地域密		
	人業士採吉明号	R1.12	R2.12	R3.12	着型サービス事業所運営推進会議が殆ど開		
	介護支援専門員 介護保険事業所	38	5	10	催できず、未達。代替として広報紙にて権		
	近隣住民・知人	2	5	2	利擁護についての情報提供を行ったが、介		
	民生委員	8	1	3	護保険事業所からの相談件数は依然として		
	本人	26	5	7	少なく、今後も周知の継続が必要。		
	親族	29	9	15	少なく、ラ後も同和の経統が必要。		
	行政	10	8	2			
	警察	5	13	4	【活動目標】		
	医療機関	20	6	7	クリニックとセンターが連携をするため		
	不明匿名	0	0	0	に、互いの役割やニーズについて相互理解		
	その他	14	5	2	ができるような場をつくる。		
	○高齢者虐待対応の状況				【評 価】		
	・高齢者虐待の判断と対	広		(件)	新規開設クリニック(2機関)の医師と		
	同園は日にはの井町	R1.12	R2.12	R3.12	懇談を実施。センターの役割や機能につい		
 	通報・相談数	14	14	11	て理解を得ることができたと評価する。		
権利擁護	内虐待と判断	0	1	4			
関係機関との連携	虐待ではない	9	13	5	一方で医療・介護連携支援センターと連		
体制構築	割断に至らず	5	9	2	携方法について協議したが大きな効果は得		
	高齢者虐待	0	1	4	られなかった。権利擁護について気付きの		
	終結数	0	1	1	視点を周知しながら圏域内の医療機関へ広		
	終結率 セルフネグレクト	0.0%	100.0% 0	25.0%	報紙を配布し顔の見える関係づくりを継続		
	※通報・相談数は警察か	·		1	したが、権利擁護に限るとクリニックから		
	↑ 型	*J V) +K 🖂 V)	o ハ に が 、		の相談はない。今後は権利擁護に限らず必		
	・高齢者虐待(疑い含む)に関する	事項の内訳	(件)	要時に相談につながるよう周知活動の継続		
		R1.12	R2.12	R3.12	が必要。		
	介護支援専門員	5	8	4			
	警察	4	11	2			
	通虐待者・親族	2	0	5			
	報介護サービス事業所	1	0	1			
	者 民生委員	1	0	1			
	医療関係者	0	2	0			
	て の ie	U	۷	Т			

	令和4年度 活動計画			
活動目標	計画	評価指標		
介護支援専門員および 介護サービス事業所の職 員が高齢者虐待に早期に 気づき、相談できる。	 ・介護支援専門員および介護サービス事業所に対し、高齢者虐待についての出前講座やリーフレットの配布を行い早期通報の重要性を周知する。 ・実際に高齢者へ関わる介護職員に対して、研修への講師派遣や出前講座を行う。 ・高齢者虐待対応ケースに関しては、終結時に関係者と振り返りを行い、通報者が抱えた不安等聞き取りを行うことで通報しやすい関係作りや周知の方法につなげる。 	・高齢者虐待通報(疑い 含む)数 ・介護支援専門員および 介護サービス事業所の 職員からの通報の割合 ・講師派遣数や出前講座 開催数		
クリニックの職員が高 齢者の困り事や変化に気 づき、センターに相談す ることができる。	・圏域内のクリニックへ広報紙や高齢者の気づきの視点等を配布し、センターへ相談することの動機付けを行う。 ・クリニックから相談があった際は、支援の経過・結果をフィードバックすることで相談することの成果を感じられるよう取り組む。 ・新規開院の医療機関があった際には医師・担当者との懇談を企画することで連携体制の構築を図る。 ・社会福祉士部会で引き続き協議し、クリニックとの連携体制や相談の重要性についての周知方法について検討を継続する。	 クリニックからの相談 件数 クリニックからの相談 内容 クリニックへの周知活動 		

(イ) 権利擁護業務

事業内容		令和3年度	活動評価
争未八台	実績(実涯	施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価
	・広報啓発内容とス	-	【活動目標】
	内 容 ダブルケア	方 法 広報紙の発行	知ることができる。
	8050問題	広報紙の発行	——— 【評 価】
	0000 113/12	724 100120 - 7013	 近隣住民や民生委員から権利擁護に関
	・相談者・通報者	(再掲)	する相談が5件あり、センターが相談先で
			R3.12 あることの周知の成果と考える。今後も
	近隣住民・知人	2 5	
	民生委員	0 1	知活動を継続する必要性が高い。
	○職員体制・資質向上 ・複数の職員で対尿		(件) 【活動目標】
			R3.12 多世代、多制度に関わる相談に対応で
	成年後見制度	2 3	2 るよう、多様な支援相談機関や民間事業
	高齢者虐待 その他	3 4	4 等に対し、周知活動を行い、連携機関を
	計	11 11	4 サレイいく。
	・主担当となった即		
			R3.12 持てるよう 周知活動を行う
	社会福祉士(3)	19 11	23 [評価]
	主任介護支援専門員保健師(2)	(4) 18 21 5 10	13 L ^{は計 1}
	計	42 42	
		※()は配	
1/r 1/11-t-=#	・職員の資質向上に		(回) 今後も民間企業や地域の担い手に対し
権利擁護 住民への広報啓発	項 目 センター内研修		回数 権利擁護にかかる情報を発信することで
職員の資質向上		法人後見のための研修会	
収貝の貝貝미工		消費者トラブルや後見に	ながるよう取り組む必要がある。
		ついての研修	<u> </u>
		虐待防止推進のための研修 権利擁護を考える集い	1 【活動目標】
		法テラスの業務について	研修計画を立て、全職員が権利擁護業
	外部研修	罪に問われた障がい者・高	について学ぶ機会を持つ。
		齢者についての研修	【評 価】
		親亡き後の遺言・信託・後	1 権利擁護についての研修は職種に偏り
		見についての研修 虐待対応のプロセス	┃
		成年後見事例等検討会	ケースについてセンター内事例検討を随
	出前講座開催		0 行い、全員がケース対応について学び、
	○佐川拉帯のと コナ	センマ は は 1 4 ※ 間	解を深めることができた。今後も様々な
	○権利擁護のケース支	援で連携した機関 8口、障がい保健福祉課、生活 [:]	
		3口、厚がい床庭価位訴、主方。 母子保健課)、警察、相談支持	取り組みを継続する必要がある。
		・母丁保健味)、言祭、怕談又 申科病院、生活コミュニティ、 ⁷	
		平付柄院、王石コミューティ、 [。] 金融機関、シルバー人材センタ・	
		E (ライフライン関係、ペット	
		* (フイフライフ関係、ベット ス事業所、住宅都市施設公社)	
	ファ、川設り一し。	、争未加、压七部中加敌五红)	
			[

令和4年度 活動計画			
 活動目標	計画	評価指標	
家族や地域住民が権利 擁護に関する関心を持 ち、早期に相談すること ができる。	 ・広報紙に権利擁護に関わる視点についてのわかりやすい記事を掲載することで関心度を上げる。 ・出前講座やリーフレット等を通し、地域住民や地域の見守りの視点や相談先を周知する。 ・民生委員に対して権利擁護の相談をしやすくするため、見守りネットワークでの懇談の場を活用し、相談しやすい関係づくりを行う。 	・広報紙の内容 ・出前講座の開催内容 ・権利擁護の相談のうち 親族、近隣住民、民生 委員からの相談数	
権利擁護の支援が必要な高齢者等ができるだけ早期に支援を受けることができる。	 ・高齢者虐待の通報・相談に関しては、センター内で緊急性を判断して対応する。また、市との協議を経て、必要な機関と連携しながら対応にあたる。 ・8050問題やひきこもり、生活困窮等、世帯全体への支援に関しては自立相談支援機関と連携して対応できるよう体制を整備していく。 ・精神疾患疑いを伴う相談に関しては、障がい保健福祉課の精神保健担当や精神科病院の相談員へ繋ぎ連携をもって対応する。 ・多重な課題を抱える世帯に関しては、ケースカンファレンス、個別課題を検討する地域ケア会議(以下「個別地域ケア会議という)を通じて、他分野の関係者と連携して支援する。 ※地域ケア会議推進事業と連動 	・高齢者虐待の相談数と終結率 ・世帯全体への対応のうち自立相談支援機関と連携した割合 ・連携した関係機関の内訳 ・課題解決の手段として個別地域ケア会議を活用した回数	
センター職員が適切に権利擁護の支援を実践できる。	233,00 350,00 250,	 対応した職種の内訳 複数職員で対応したケース数 資質向上に向けた取り組みの内容 センターの担当弁護士への相談の実績 	

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう,個々の高齢者の状況や変化に応じて,包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容 事業内容	令和3年度 活動評価			
争未门谷	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価		
	○合同ケアマネジメント研修 (箇所、人) 参加 参加率 事業所 人数 事業所 介護支援専門 居宅 8 22 61.5% 53.7% 小多機 0 0 0% 0% 看小多機 0 0 0% 0% (13事業・41人で算出) ○介護予防業務研修 (箇所、人)	【活動目標】 PDCAサイクルに基づいた包括的・継続		
	参加 参加率 事業所 人数 事業所 介護支援専門 居宅 12 19 100% 47.5% (12事業所・40人で算出)	実践できる。 【評 価】 PDCAサイクルの計画立案を目的に圏域		
	○圏域内研修の実施内容 (箇所、人) 参加 事業所 人数 参加率 事業所 人数 居宅 11 26 91.7% 65.0% 小多機 0 0 0% 0% 看小多機 0 0 0% 0% (12事業所・40人で算出)	内居宅介護支援事業所の管理者へ他機関との連携に関するヒアリングを実施した。その結果、関係機関との連携の意識は高いが、十分にケアマネジメントに活用できていない状況であることが分かった。今後も関係機関や専門職とのネットワーク構築支援が必要であると思われる。		
介護支援専門員の 資質向上 社会資源の可視化 連携体制の構築	○圏域内居宅介護支援事業所の管理者へのヒアリング 事業所への個別訪問 14件/14事業所 新型コロナ感染予防のため、計画していた圏域内の主任 介護支援専門員との懇談会を開催できないため、事業所 への個別訪問に切り替えて対応した。 ○ヒアリングで聴取した介護支援専門員の困りごと	てアンケートを実施した。その結果、社会 資源を活用したケアマネジメントを実践し ているが、情報把握が個別または事業所の みで完結していた。今後は把握した社会資 源の情報を可視化し、共有するシステムの 構築が必要と思われる。		
	(いる(ある)) その他 いない(ない(ない) 個別地域ケア会議対象者 28.6% 35.7% 35.7% 関係機関との連携 21.4% 64.3% 14.3% 民生委員との連携 7.1% 35.7% 57.1% 〇ヒアリングで聴取した連携ガイドの活用状況 いる(ある) その他 いない(ない) 連携ガイドの活用 21.4% 35.7% 42.9%	【活動目標】 民生委員との連携を意識してケアプランに反映する介護支援専門員が増える。 【評 価】 民生委員との連携状況や『民生委員とケアマネジャーの連携ガイド』(以下「連携		
	 ○介護支援専門員と民生委員の連携支援 (件) R1.12 R2.12 R3.12 個別支援 - 1 連携支援のみ - 0 ○圏域内研修における参加者アンケートより抜粋 (人) Q: 今後、社会資源の可視化に向けて企画してく予定です一緒に取り組みたいか A: 一緒に取り組みたい 1 機会があれば取り組んでみたい 	ガイド」という)の活用状況を調査。その結果、民生委員との連携に対しての意識が低く、『連携ガイド』も十分に活用されていないことが分かった。今後も介護支援専門員と民生委員との連携に関する意識醸成や後方支援が必要である。		

令和4年度 活動計画			
活動目標	計画	評価指標	
介護支援専門員が本人 や地域の強みを活かした ケアマネジメントを実践 できる。	 ・10センター合同で「本人や地域の強みを活かしたケアプランを作成しよう」をテーマに研修会を実施する。 ・合同研修の内容を踏まえて、圏域内でフォローアップ研修を実施する。 (集合研修が出来ない場合はウェブ研修等へ切り替え実施する。) ・圏域内研修では関係機関や専門職も講師や参加者として参集し、ネットワーク構築支援も併せて行う。 	・ケアマネジメント研修への参加率 ・セルフケアや地域の強みの活用についてのアンケートの実施状況と内容 ・関係機関や専門職の研修への参加状況	
地域の社会資源を可視 化し、介護支援専門員 が、包括的・継続的ケア マネジメントの実践に活 用できる。	 ・圏域内研修は懇談会との2部制とし、地域の社会資源の共有に向けて介護支援専門員と協議する。 ・圏域内の主任介護支援専門員や社会資源可視化の取り組みに意欲のある介護支援専門員と地域の社会資源マップ『みんなに教えたい!おススメの社会資源』を作成する。 ・社会資源マップを冊子として製本し、圏域内の介護支援専門員へ配布することで、社会資源の共有とケアマネジメントへの効果的な活用につなげる。 ※地域ケア会議推進事業と連動。民生委員や町会役員、在宅福祉委員からの情報も元に社会資源の可視化を図る。 	・懇談会の開催状況 ・地域の社会資源マップの作成と過程 ・社会資源マップの活用 状況の把握	
介護支援専門員が民生委員と連携してケアマネジメントを実践できる。	 ・『連携ガイド』を活用して、介護支援専門員と民生委員との合同研修会を開催する。 (新型コロナウイルス感染症の影響で合同研修会が開催できない場合は規模を縮小した開催や個別訪問による懇談やヒアリング等の代替方法により連携体制の構築支援を行う) ・介護支援専門員がケアマネジメントを実践する中で、民生委員と連携が図れるよう個別に後方支援を行う。 ・居宅介護支援事業所へのヒアリングを実施する。 ・民生委員へのヒアリングを実施する。 	・連携ガイド活用に関す る合同研修の実施状況 と内容 ・介護支援専門員と民生 委員をつなぐ支援回数 ・ヒアリングの実施状況 と内容	

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和4年度 活動計画			
活動目標	計画	評価指標	
介護支援専門員がセンターと連携して、高齢者の重層的な課題を解決できる。	 ・リーフレット等を作成し、圏域内の介護支援専門員に成功事例を伝えることでセンターとの連携の効果を広報啓発する。 ・圏域内の介護支援専門員が抱えている個別ケースで、課題解決のツールとして個別地域ケア会議を活用できるように周知する。 ・圏域内研修を2部制とし、懇談会を開催することで情報共有等を図るとともにセンター職員と介護支援専門員の顔の見える関係をつくる。 ・居宅介護支援事業所の管理者へ日頃の業務や連携体制についての課題、困りごと等をヒアリングすることでセンターと居宅介護支援事業所とのネットワークを構築する。 ・介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を通して、日頃から委託や連携を図ることで、連携体制を構築する。 	・介護支援専門員への成 功事例の周知の実践 ・懇談会の開催状況 ・ヒアリングの実施状況 と内容 ・介護支援専門員からの 相談で実施した個別地 域ケア会議の割合	
センター職員が適切に介護支援専門員の個別支援を実践することができる。	・介護支援専門員への個別支援を行う際は、センター内で情報共有するとともに主任介護支援専門員がスーパービジョンを実施する等、センターとして対応する。 ・センター内で介護支援専門員への個別支援の対応状況や振り返り、事例検討を行うことでセンター全体での対応力向上を図る。 ・支援チームの一員として介護支援専門員を支援する場合は、主任介護支援専門員と多職種の複数対応とする。	・センター内での対応振 り返りや事例検討の実 施回数 ・介護支援専門員への個 別支援の職種別対応回 数	

(エ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目 的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

令和4年度 活動計画			
活動目標	計画	評価指標	
介護支援専門員が個別 地域ケア会議を活用しな がらケアマネジメントを 実践できる。	 ・圏域内の介護支援専門員が担当する高齢者の課題解決やネットワーク 構築のツールとして個別地域ケア会議を活用できるよう周知を図る。 ・圏域内の居宅介護支援事業所への訪問や介護支援専門員との懇談等を 通して個別地域ケア会議が課題解決に有効的であるケースを把握する。 ※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の計画と連動。 ・介護支援専門員が構築したネットワークを活用できているかモニタリングを実施する。 	・介護支援専門員への周知・訪問・懇談の実施状況 ・個別地域ケア会議開催のきっかけのうち「介護支援専門員から」の割合	
高齢者の課題解決に向けて構築したネットワークが効果的に機能する。	 ・高齢者の課題に沿って、より多くの関係者や関係機関に個別ケア会議への参加を要請することで、地域全体での支援体制を構築するとともに、構築したネットワークを別ケースの支援に活用する等、有機的な連携体制を構築する。 ・関係機関や地域密着型サービス事業所の職員に対して地域密着型運営推進会議、出前講座や日常のケース支援等を通して地域包括支援ネットワークを構築するとともに、個別地域ケア会議の目的や得られる効果を周知する。 ※総合相談支援業務の計画と連動。 	・参加者の内訳 ・個別地域ケア会議後の 介護支援専門員へのモニタリングの実施状況	
(センター職員が) 高齢 者の自立支援に資するケ アマネジメントを実践で きる。	・自立支援型地域ケア会議を開催する。 ・他センターの主催する自立支援型地域ケア会議に主任介護支援専門員 以外も参加し、自立支援に着目したケアマネジメントの意識を高める。	・主催回数 ・参加回数と参加職種の 内訳	

(エ) 地域ケア会議推進事業

古类内穴	令和2年度 活動評価			
事未內谷	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価		
事業内容を検える。	実績(実施回数、内容、実施方法等) 《北美原》 〇北美原地区での取り組み実績 新型コロナ感染予防のため『部会』を立ち上げ、少人数での開催を企画することとした。 ・北美原地域ケア会議(仮称)子ども世代部会・北美原地域ケア会議(仮称)高齢者支援部会 ・令和3年5月17日 内容子ども世代部会延期 ・令和3年7月26日 会議名地域ケア推進会議第2回子ども世代部会「まちの清掃活動に子どもや親世代が参加することで住民同士の関わる機会をつくる」の実施に向けて北美原小学校、北美原小学校PTA、学童保育参加人数6名(うちセンター2名)・令和3年11月5日会議名懇談会参加者北美原町会(会長、副会長、総務部長)・令和3年11月24日会議名 懇談会参加者北美原町会(会長、副会長、総務部長)・令和3年11月24日会議名 懇談会 第3回高齢者支援部会「まちの清掃活動に子どもや親世代が参加することで住民同士の関わる機会をつくる」の実施に向けて北美原町会、第18方面民児協、居宅介護支援事業所参加人数12名(うちセンター3名)・令和4年3月初日内容北美原町会、第18方面民児協、居宅介護支援事業所参加人数12名(うちセンター3名)・令和4年3月16日会議名 懇談会参加者 北美原町会、第18方面民児協、居宅介護支援事業所参加人数 12名(うちセンター3名)・令和4年3月16日会議名 懇談会参加者 北美原小学校	【活動目標】 多世代交流の活動を通して、助け合いの		

令和3年度 活動計画			
活動目標	計画	評価指標	
≪北美原≫ 【長期目標】 地域ケア推進会議で出たキーワードである「みんながずっと住みたいまち北美原」を目指してまちの助け合いの仕組みができる。 【活動目標】	○新たかう ットワー 々を襟銘! ・汗動の抗 な を図る	・地域ケマ埃准会議の関	
	 ○新たなネットワークを構築し、活動の国的や趣旨を説明するとともに協力を要請する。 ○第4回北美原地域ケア会議(仮称)全体会を開催し、以下を検討する。・地域ケア推進会議の名称を決定する。・新たなまちの取り組みの名称を決定する。・実践に向けて具体的に決定する(役割、費用、周知等)。 ○第5回北美原地域ケア会議(仮称)全体会を開催し、以下を検討する。・新たなまちの取り組みの振り返り・評価を行う。・今後の継続実施に向けて協議する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により北美原地域ケア会議(仮称)全体会が開催できない場合は、部会での協議、懇談会の開催や書面による情報共有を図る等、代替の取り組みを行う。) 	・地域ケア推進会議の開催数と内で推進会議の開催数と内で推進会議・協会議・協会議・協会ののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またので	

(エ) 地域ケア会議推進事業

古类中央	令和3年度 活動評価				
争美内容	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価			
地域課題を検討する地域なができる。					

	令和4年度 活動計画	
活動目標	計画	評価指標
≪美原≫ 【長期目標】 集いの場づくりを進め ることで、見守り体制が 構築できる。 【活動目標】		
UR賃貸住宅赤川通団地 や周辺の高齢者、住民が 集まる場ができる。	 「赤川通団地周辺の地域課題の共有と集いの場づくり(仮)」をテーマに実施する。 くらしのサポーターや介護保険サービス事業所、集会所管理人(現在不在)を新たに参集し、多角的な視点から地域課題を共有するとともに、取り組みの優先順位を明確にする。 ・令和元年度の会議で、希薄である住民の交流への取り組みが課題として挙がったことから、集いの場の創出に向けて検討していく。 ・高齢化率が非常に高い団地であり、広報紙を全戸配布しセンターの周知を図り、住民同士の助け合い体制の構築を検討する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により地域ケア推進会議が開催できない場合は、赤川通団地周辺の住民向けにリーフレットを作成し、集いの場や活動の場について周知する等、代替の取り組みを行う。) ・散歩マップを作成し、地域で運動しやすい環境を整える。 	・協議体への参加機関 (特に新規参加機関) の内訳 ・構築されたネットワー クでの活動や効果の把握 ・新たな取り組みや体制、活動の状況 ・散歩マップの作成状況
≪昭 和≫ ≪石川・赤川・亀田中野≫ 地域の社会資源を(地 区ごとに)可視化するこ とができる。	-	・地域ケア推進会議の開催数と内容 ・地域ケア推進会議・協議体への参加機関の内訳 ・地域の社会資源マップの作成と過程

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目 的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

<u> </u>	令和3年度 活動評価					
事業内容	実績(実施	回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価			
	○住民主体の助け合い活	動や介護予防、社会資源に関する	【活動目標】			
	・広報啓発	到(月段)例、江公克///(区方)				
	機関名	方法	地域のこと、まちの助け合い活動や社会参			
	消費者大学	出前講座	加に関心を持つ人が増える。			
	ツルハドラッグ4店舗	リーフレット配布	共通する目的を持った関係者や関係機関			
	函館看護リハ学院	講師派遣	同士がネットワークを構築できる。			
	赤川清流会	出前講座	【評価】			
	昭和在宅福祉委員	出前講座	新型コロナウイルス感染症の影響で出前			
	圏域全体	広報紙第15号の発行				
	赤川健康教室	リーフレット配布	講座や住民主体の活動への参画は減少した			
	美原5丁目健康教室	リーフレット配布	ままである。新たなネットワーク構築は殆			
			ど実践できず目標未達。一方で代替行事の			
			実施や『コロナ禍でもできること』等、活			
		民主体の活動に関する参画や後方	動の工夫や再編に参画・後方支援できるよ			
	支援(各町単位)(再	掲あり)	うになった。今後も新型コロナウイルス感			
	≪昭和≫	江科市 南				
	機関名 昭和在宅福祉委員	活動内容 ふれあい昼食会(代替活動)	染症の状況を見極めつつ活動を展開すると			
	昭和任七届任安貝	ふれめい昼良会 (代省活動)	ともに、活動自粛をせざるを得ない状況も			
	 《石 川》		場合は代替方法を模索しながら、取り組ん			
	機関名	活動内容	でいく必要がある。			
	町会	春の花植え活動				
	町会	花の贈呈式	【活動目標】			
	在宅福祉委委員	在宅福祉事業会議①	≪B 13 × 13 × 13 × 13 × 13 × 13 × 13 × 13			
第2層生活支援	在宅福祉委委員	ふれあい昼食会(代替活動)				
コーディネーター	町 会	多世代交流サロン	住民の見守りや関わり合いの体制が維			
活動	在宅福祉委委員	在宅福祉事業会議②	持・継続できるようネットワークの構築・			
	在宅福祉委委員	在宅福祉事業会議③	強化を図る。			
	≪赤川・亀田中野≫		【評 価】			
	機関名	活動内容	コロナ禍でも代替方法で活動を一部再開			
	町会・介護施設	健康サロンについての懇談会①	することができている。社会資源や主体と			
	町会・介護施設	健康サロンについての懇談会②	なる住民の状況を把握しながら、活動への			
	町会・介護施設	健康サロンについての懇談会③	参画や後方支援を継続する必要がある。			
	// 羊					
	《美原》 機関名	活動内容				
	住宅都市施設公社	集いの場づくりについての懇談会	【活動目標】			
	1	コミュニティ・スクールとの連携の懇談会	≪石 川≫			
			地域の活動が維持・拡大することで、住			
	≪北美原≫		民同士の見守りや支え合いが継続できる。			
	機関名	活動内容	【評価】			
	町 会	春の清掃活動	コロナ禍でも屋外でできる活動を中心に			
	町 会	秋の清掃活動				
	町 会	まちの活動についての懇談会①	代替方法を模索しながら活動を継続できて			
	町会	まちの活動についての懇談会②	いる。関係機関同士の協働に向けたマッチ			
	北美原小学校	コミュニティ・スクールとの連携の懇談会	ングや後方支援を実践できなかったため、			
			新たな体制づくりに着手する必要がある。			
		ルピエチレのマッチング				
	○くらしのサポーターと 機関名	地域活動とのマッチング 活動内容				
		活動的谷 —				

令和4年度 活動計画					
活動目標	計画	評価指標			
地域のこと、まちの助け 合い活動や社会参加に関 心を持つ人が増える。	・広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催等により、助け合いの 活動や社会参加の重要性について周知する。	・広報啓発の機関と方法			
共通する目的を持った 関係者や関係機関同士が ネットワークを構築でき る。	 ・地域ケア推進会議や懇談会を通して関係者や関係機関のマッチングを図る。 ・くらしのサポーター養成事業を活用し、くらしのサポーターと地域(第2層協議体や集いの場等)のマッチングを図る。 ・会議参加、懇談会、町会活動、地域ケア推進会議や第2層協議体等を通して、既存のネットワーク構築機関との連携を強化する。 ・地域の活動の実施状況の把握と後方支援・参加によるネットワークの構築 	・地域の活動の実態把握 ・地域の活動への参加と 後方支援の実践状況 ・関係機関同士のマッチ ングの実績 ・くらしのサポーターの マッチングの実績			
≪昭 和≫ 住民の見守りや関わり 合いの体制が維持・継続 できるようネットワーク の構築・強化を図る。	 ○既存のまちの活動を支援する。 ・町会活動や行事の状況把握と後方支援を行う。 ・在宅福祉委員の活動やふれあい昼食会の開催状況の把握と後方支援を行う。 ○ネットワークの構築・強化を図る。 ・在宅福祉委員との懇談会を開催し、まちの見守りや連携体制について意見交換、情報共有を図る。 				
≪石 川≫ 地域の活動が維持・拡 大することで、住民同士 の見守りや支え合いが継 続できる。	・様々なまちの取り組みや活動、多世代交流サロン等が活性化・拡大す				
≪北美原≫ 多世代交流の活動を通 して、助け合いの仕組み づくりのきっかけとなる 取り組みが実施できる。	○地域ケア会議推進事業を参照				

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容		令和3年度 活動評	令和3年度 活動評価		
ヂ木r 1苷	実績(実施回数,内容,実施方法等)	活動目標に対する評価		
第2層生活支一を活動を関する。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	 ※赤赤川開イ 内 老時所 内 大月14日 大月14日 大月14日 大月15日 大月16日 大月16日<	は康づくり教室の開催は無かった 赤川町会館 講師:介護老人保健施設もも太郎 対象:赤川町、亀田中野町住民 内容:体操、健康講話 、太郎との懇談会 日、12月23日の3回実施 り教室の再開について 送付 参加者10名 紙、今後の健康づくり教室について、自宅出来る運動について」 は時間では、一型である運動について」 は対象をで出来る運動について」 は対象をでは、他康運動指導士 対象:近隣住民 内容:体操、健康講話 は付 参加者10名 紙、今後の健康づくり教室について、自宅出来る介護予防」、リーフレット手帳について」	【活動目標】 《赤 川》 地域住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続ができる。 自主教室として継続して開催する。 【評 価】 健康が変を共催している老人保健施設もも大多のの事情が難しい場合のリット作が表別であるとのであれる。 「一フレットを作成し参かったが、リーフレットを作成しずかったが、リーフレットを作るのできる。が拡大した。赤川地で以来、町会り、全人民間の交流が低下したのより、でいるとも大きのであると考えられる。新型と、教室ももないが、またのは、またのであると考えられる。の状況を見し健康がくり教室ももなる。 【活動目標】 《美原5丁目での健康ができる。 【評 価】 美原5丁目での健康がくり教室も新型コロケッた。フレット自主教室として継続して開催する。 【評 価】 美原5丁目での健康ができる。 、「計算のができる。を送付した。と勧めため、第年度は必要にないていまた。とは、大学によるのは、大学によるのは、大学によりにより、大学により、大学によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		

令和4年度 活動計画					
活動目標	計画	評価指標			
増進と、外出・交流の場 の継続ができる。	《赤川町会健康づくりサロン》 ・自主教室として継続するため支援する。 ・赤川町会館で実施するため、会場の確保と日程調整を支援する。 ・チラシを作成し、赤川町会に依頼して周知を図る。 ・介護老人保健施設もも太郎の職員が講師となる。 ・参加者の移動距離が長いため、冬季は開催しない。 (新型コロナウイルス感染症の影響で開催できない場合は手紙やリーフレット等で運動や外出の機会を維持できるよう支援する) ・散歩マップを作成し、地域で運動しやすい環境を整える。	 ・開催回数および参加数 ・健康づくり教室参加者の行動変容 ・参加者の主観的健康観の変化 ・自主グループ化後の活動状況 			
と、外出・交流の場の継 続ができる。	 ≪美原5丁目健康づくりサロン≫ ・地域支援グループくりの木を会場に実施する。 ・チラシを作成し、美原町会に依頼して周知を図る。 ・満師はレクリエーションインストラクターへ依頼する。 ・くらしのサポーターやポランティアによるリーダーを養成する。 ・リーダーが不在であれば半年ほどで終了も検討する。 (新型コロナウイルス感染症等の影響で開催できない場合は手紙やリーフレット等で運動や外出の機会を維持できるよう支援する) 	・開催回数および参加数 ・健康づくり教室参加 者の行動変容 ・参加者の主観的健康観 の変化 ・自主グループ化後の活 動状況			

イ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目 的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、 医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和3年度 活動評(平価	
	実績(実施回数,內容,実施方法等)			活動目標に対する評価	
認知症に関するととなっては、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	○認知症がのでは、	ア で R1.12	R2.12 15 26(18) 19(19) 5 6 3 5 39(1) 4 1 123(38) にいていていていている。 にはいいている。 にはいいているいる。 にはいいているいるいのはいるいいる。 にはいいているいるいのはいるいるいるいのはいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	(箇所) R3.12 15 (1) 26 19 5 6 3 5 39 4 4 (3) 126	【活動目標】 地域住民や高齢者と接点の多い関係機関が認知症について理解できる。 「何かあったらセンターや専門機関へ相談する」という意識を持つことができる。 【評 価】 コロナ禍により啓発活動に関しては、集団対象の活動が配産の少人数開催や個別の総合相談、個別地域ケア会議等の機会をして丁寧に活動した。 コロナ禍により地域活動を休止する等、は出前調を小上する場合により地域活動を休止する等、は別なるのため、関係機関へケアパス・認知症がといるが関により手配の別により手配のが、ス・認知症ができた。場所の関係機関を持つの重要性を増せて関知するを関係機関を持つの重要性を併せて周知するを開発した。実別の対応に連携が必要である。

令和4年度 活動計画					
活動目標	活動目標計画				
関係機関が気になる認知症 (疑い含む) ケースについて相談することができる。	 ・認知症ガイドブック及び認知症ガイドを普及するため設置を依頼するとともに職員の閲覧を呼びかける。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する支援者を増やす。 ・認知症の方の見守り体制構築の手法として個別地域ケア会議・地域ケア推進会議を周知するとともに参集を行う。 	・認知症ガイドブック等 の配布機関数 ・認知症サポーター養成 講座の開催数と対象者 ・個別地域ケア会議・地 域ケア推進会議の周知 実績			
地域住民が認知症を正しく理解し、見守ることの重要性を知ることができる。認知症カフェが地域に浸透する。	知症サポーター養成講座を行う。 ・広報紙に認知症の人との関わり方や気づきの視点をテーマに記事を記載する。	 ・認知症サポーター養成 講座の開催数と対象者 ・広報紙での周辺した情報の内訳 ・認知症カフェの開催数と参加者の内訳 			

(ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

声 类		令和3年度 活動評価			
事業内容	実績(実施回	数,内容,実施方法等)		活動目標に対する評価	
	│ ○総合相談における認知症	Eに関する対応	(延回)	【活動目標】	
		R1.12 R2.12	R3.12	センターに相談できる人を増やす。認知	
	相談支援数	90 83	164	症の人や家族の相談事が早期に解消され	
	○権利擁護業務における認	恩知症に関する対応 ()	人、延回)	る。	
	社	R1.12 R2.12	R3.12	【評 価】	
	対象者数相談支援数	20 13 273 184	14 174	総合相談において認知症に関する相談対	
				応は前年の2.0倍となり本人家族のみではな く、支援している地域住民や関係機関から	
	○個別地域ケア会議のうた	o課題が認知症であった R1.12 R2.12	割合 R3.12	も入るようになってきた。相談支援が相談	
	開催回数	7 4		者の認知症の理解促進の機会にもなった。	
	認知症支援 課題が認知症の割合	4 3 57.1% 75.0%	60.0%	認知症の本人や家族を地域で孤立させ	
		57.1% 75.0%	00.0%	ず、住み慣れた地で生活できるように民生	
	○認知症初期集中支援チ-			委員や介護支援専門員、介護保険利用事業	
	センター内対象者	R1.12 R2.12	R3.12	所等と面識を持ってもらい地域での見守り の重要性についても身近なことからできる	
	訪問対象者	0 0		ことを伝え、地域の見守りが本人家族の安	
	訪問対象者判断の割合	0.0% 0.0%	0.0%	心につながることを個別地域ケア会議開催	
		理由)感染対策から医療		にて共有確認する等、繋ぐことができた。	
		ではなく通常支援での対	対応となっ	今後も認知症に関連する困りごとが早期に	
	たため。			解消されるよう、随時適切な方法で情報提	
	│ ○職員の資質向上に向け <i>†</i>	-取り組み	(人、回)	供や受診支援、必要な支援に繋ぐ積極的な	
認知症の相談先の	内	容	1	活動が必要である。 認知症の人やその家族に対し適切な支援	
周知と適切な支援	認知症地域支援推進員認知症になっても安心して:	初任者研修 外歩きを楽しめるまちづくり	2	が早期に開始されるよう、センター業務全	
	センター内事例検討		1	般を通じて認知症地域支援推進員としての	
				活動を意識しながら通常業務にあたった。	
				認知症に関する研修は、開催されないも	
				のもあったがオンライン開催のものは積極 的に参加し、認知症地域支援推進員の資質	
				的に参加し、認知症地域文援推進員の賃賃 向上に務めることができた。	
				今後も関連業務との連携や連動を意識し	
				た取り組みが必要である。	

令和4年度 活動計画					
活動目標	計画	評価指標			
活動目標の人や家族が早期に相談し、適切なきる。	計画 ・広報紙やリーフレットの配布により、センターが相談窓口であることを周知する。 ※総合相談支援業務と連動 ・広報紙やリーフレットの配布により、認知症の初期症状や対応方法等を周知する。 ・認知症の相談を受けた際は、丁寧に適切に支援する。必要時は介入初期からチームで支援する。 ※認知症初期集中支援チーム員活動との連携 ・地域での見守り等が必要な場合は、関係機関と連携体制を構築しながら支援を行う。 ※地域ケア会議推進事業と連動 ・集いの場に認知症関連の情報特設コーナーを設置し本人、家族が気楽に立ち寄り必要な情報を得られるよう環境を整備する。 ・センター職員が認知症支援に関する専門的な知識を習得し、適切に支援する。	評価指標 ・広報紙での周知実績 ・広報紙の記する相談対応報紙に関する相談対応の記する相談対応に関する相談対応の知の記述を表議のの知りを表示である。 ののでは、			